



手続き・申請

児童扶養手当をご存知ですか？
問 伊奈庁舎子ども課 ☎ 58 - 2111 (内線4204)

母子・父子家庭の方へ

児童扶養手当は、父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を育てている家庭の生活の安定と自立の促進を目的として支給される手当です。この手当は申請しなければ支給されませんのでご注意ください。

■支給要件（受給者資格）

次の①～⑨のいずれかに当てはまる「児童」を保護者として生活の面倒を見ており、かつ、生計を同じくする父、両親にかわってその児童を養育している方が手当を受けられます。

- ① 父母が離婚した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が重度の障がいの状態にある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母に一年以上連絡がとれず、父母が養育を放棄している児童
- ⑥ 父または母が一年以上拘禁されている児童
- ⑦ 母が婚姻せずに生まれた児童

⑧ 母が児童を妊娠した当時の事情が不明である児童

⑨ 父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童

●児童とは

0歳から18歳に達した日以降、最初の3月31日（18歳の年度末）までの方をいいます。

ただし、心身におおむね中度以上の障がいがある場合は、20歳未満までとなります。受給者・児童ともに国籍は問いません。また、配偶者（婚姻の届出を

■手当の額（令和元年度）

子どもが1人の場合	全部支給	42,910円
	一部支給※	42,900円～10,120円
子どもが2人目の加算額	全部支給	10,140円
	一部支給※	10,130円～5,070円
子どもが3人目以降の加算額（1人につき）	全部支給	6,080円
	一部支給※	6,070円～3,040円

※一部支給額は所得に応じて決定します。

せずに事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む」と生計同一であるときや、日本国内に住所がないときには支給されません。

受給者が公的年金を受給している場合で、年金額が児童扶養手当額より少ないとき、その差額分の児童扶養手当を受給できません。

■手当の支給

児童扶養手当の金額は、受給資格者本人と、受給資格者と生計同一の扶養義務者（親族）の所得金額に応じて、手当の全部が支給される場合と手当の一部のみが支給される場合があります。所得額により、全部が支給停止となる場合もあります。詳細については子ども課までお問い合わせください。

■手当の支払い

手当は、認定請求した月の翌月分から支給され、年6回（奇数月）に分けて支払月の前月分までの手当が支払われます。（支払日については、支払月の11日となります。支払日が、土、日、または休日のときは、繰り上げて支給されます。）

■現況届は毎年8月に

手当を引き続き受けるためには、毎年8月に現況届の提出が必要で

伝えます！障がいのこと

～障がい者支援コラム Vol.24～

有料道路の料金割引、シール貼付で更新に

身体障害者手帳、療育手帳（等級が○A、A）を持っている方が有料道路を利用する場合、事前に手続きをすると、通行料金が通常料金の半額になります。ETC、有人の料金所のいずれも利用することができます。

この制度は、通勤、通学、通院などの日常生活において、有料道路を利用する障がい者の方に対して、自立と社会経済活動への参加を支援するためのものです。

これまで、手帳にスタンプを押し、車両番号や有効期限を記載していました。しかしこれでは、更新するた

びに余白が少なくなってしまう、余白がなくなると、手帳の再交付が必要でした。

本年1月から、スタンプを押す代わりに、シールを貼るよう改善されました。このシールは、偽造防止対策が施された特殊なものになっています。更新の際は、シールの上に新しいシールを貼るため、手帳の再交付をすることがなくなりました。また、将来的に手帳がカード化された際にも対応できるようになっています。

手続きに必要な書類は、ETCの利用の有無、自動車ローンの有無、また運転する方が障がい者本人かそうでないかなどにより、異なりますので、事前にお問い合わせください。

問 伊奈庁舎社会福祉課 ☎ 58 - 2111 (内線4102)